

大情審答申第 347 号
平成 25 年 10 月 1 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年6月7日付け大総務監第22号及び同日付け大こ青第515号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 4 月 16 日付け大総務監第 5 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 24 年 4 月 13 日付け大こ青第 144 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 3 月 1 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市立児童福祉施設に勤務する職員（以下「本件職員」という。）が、児童を恫喝していたとされる案件に関して作成された行政文書一切」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定 1 及び本件決定 2

実施機関は、本件請求に係る公文書として、実施機関のうち総務局は、別表 1 の（あ）欄に記載の各文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表 1 の（い）欄に記載の部分を公開しない理由を別表 1 の（う）欄に記載のとおり付して、本件決定 1 を行い、実施機関のうちこども青少年局は、別表 2 の（あ）欄に記載の各文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表 2 の（い）欄に記載の部分を公開しない理由を別表 2 の（う）欄に記載のとおり付して、本件決定 2 を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 5 月 7 日、本件決定 1 及び本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議

申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件職員の氏名（以下「本件氏名」という。）と経歴（以下「本件経歴」という。）を公開せよ。
- 2 本件は、公務員の職務遂行に於いて、発生した事案であり又、これだけマスコミに報道されていることから、本件氏名及び本件経歴は、条例第7条第1号に該当しない。
- 3 国民は、憲法に基づき、公務員の罷免権を有している為、本件氏名を公開しなければ、憲法に基づく、罷免要求ができない。よって、公開しないことは、憲法違反である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定1について
 - (1) 本件請求に係る文書は、公益通報制度に則り受け付けた通報内容に関するものである。

公益通報制度とは、本市職員等の職務の執行に関する事実であって違法又は不適正なものについて、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図る制度である。
 - (2) 条例第7条第1号ただし書アについて

「情報公開条例解釈・運用の手引」によると、公務員等の氏名について、「職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職階に関係なく原則として公開する慣行が定着しているので、特段の事由がない限りその氏名を公開するものとする。」とされている。

本件異議申立てで公開を求めている通報内容に係る本件職員は、公益通報による通報の対象者であり、本件氏名は、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報ではなく、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である職務執行に係る情報に含まれる職員の氏名ではない。よって、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。
 - (3) 条例第7条第1号ただし書イについて

当該情報を非公開とすることにより得られる、プライバシーをはじめとする個人の正当な権利利益よりも、当該情報を公開することにより得られる公益が優越する場合には当たらないので、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。
 - (4) 条例第7条第1号ただし書ウについて

本件異議申立てで公開を求めている通報内容に係る本件職員の氏名については、「情報公開条例解釈・運用の手引」によると、条例第7条第1号ただし書アの考

え方に倣うとされているので、前述したところから、ただし書ウにも該当しない。

2 本件決定2について

本件職員の経歴については、これを公開することにより、他の情報と照合すれば本件職員の氏名が明らかになることから、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、条例第7条第1号を理由に本件氏名及び本件経歴を非公開とする本件決定1及び本件決定2を行ったのに対して、異議申立人は本件決定1及び本件決定2を取り消し、本件氏名及び本件経歴を公開すべきであるとして争っている。

当審査会で対象文書を見分したところ、本件経歴が公になると、他の情報と照合することにより、本件氏名が明らかとなり、さらに、懲戒処分に関する文書が含まれており、本件氏名を公にすると、本件職員が懲戒処分を科されたという事実が明らかになることが認められた。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件職員が懲戒処分を受けたという情報の条例第7条第1号該当性である。

3 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができ

ると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公開することが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第1号本文該当性について

本件職員が懲戒処分を受けたという情報は、個人に関する情報であって、条例第7条第1号本文に該当する「個人を識別できる情報」に該当することは明らかである。

(3) 条例第7条第1号ただし書該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

職員の懲戒処分の概要については、職員基本条例に基づき公表されているものの、当該職員の氏名は含まれておらず、特定の職員が懲戒処分を受けたという事実までも公にすることとした法令や慣行は存在しない。

以上を踏まえると、本件職員が懲戒処分を受けたという情報は、一般的に「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められず、本号ただし書アには該当しない。

イ 条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に公開しなければならない旨を規定しており、行政事務と不可分の関係にある公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分について公開することとしている。

公務員の不祥事案に関する市民の関心は高く、職員の役職、事案の軽重等を踏まえると、懲戒処分を受けた職員の氏名を公開すべき場合があるという意見も一概に否定できない。

しかしながら、職務の遂行に係る情報とは、公務員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報をいうが、公務員が受ける懲戒処分その他行政措置は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、当該懲戒処分等を受けること自体は、当該公務員が担任する職務の遂行そのものではないと言わざるを得ない。

よって、本件職員が懲戒処分を受けたという情報は本号ただし書ウに該当しない。

また、本件職員が懲戒処分を受けたという情報は、その性質上、本号ただし書

イには該当しないことは明らかである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第30号(以下「第30号」という。)及び第31号(以下「第31号」という。)

年 月 日	経 過
平成24年6月7日	諮問
平成24年7月25日	実施機関から実施機関理由説明書の提出(第31号)
平成24年8月3日	実施機関から実施機関理由説明書の提出(第30号)
平成24年8月7日	異議申立人から意見書の提出
平成25年4月16日	審議(論点整理)及び実施機関理由説明
平成25年5月22日	審議(論点整理)
平成25年6月12日	審議(論点整理)
平成25年7月9日	審議(論点整理)
平成25年7月24日	審議(答申案)
平成25年9月4日	審議(答申案)
平成25年10月1日	答申

別表 1

(あ)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	(1) 大阪市公正職務審査委員会の審議結果について（供覧） ア 第 202 回公正職務審査委員会で新たに調査に着手するとされた案件（資料 5・資料 4） イ 第 207 回公正職務審査委員会で新たに調査に着手するとされた案件（資料 5） ウ 第 223 回公正職務審査委員会で審査し、処理を完了するもの（資料 1－1） (2) 第 201 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 資料 5－2 (3) 第 202 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 通報内容等について確認を行っているもの（資料 4） イ 資料 5 (4) 第 207 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 資料 5 イ 第 207 回委員会で審査し、処理を終了するもの（資料 1－1） (5) 第 207 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 資料 5 (6) 第 216 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 第 216 回委員会で審査し、処理を終了するもの（資料 1－3） イ 第 216 回委員会で審査し、処理を終了するもの（資料 1－3）追加資料 (7) 第 223 回大阪市公正職務審査委員会審議資料 ア 第 223 回委員会で審査し、処理を終了するもの（資料 1－1） (8) 第 201 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨 (9) 第 202 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨 (10) 第 207 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨 (11) 第 208 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨 (12) 第 217 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨 (13) 第 223 回大阪市公正職務審査委員会 会議要旨
(い)	公開しないこととした部分	(ア) 通報者が特定される通報者の行為、通報者の関係者に関する情報、その他通報内容に関するもので、通報者が特定される情報 (イ) 通報内容に関係する所属名、職員の氏名、補職名、法人等の従業員の氏名等（これらが特定される情報も含む） (ウ) 通報内容に関係する法人等の名称等（これらが特定される情報も含む） (エ) 大阪市公正職務審査委員会審議資料中の「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容 (オ) 公益通報処理報告書（第 4 号様式）中の調査方法及び調査結果の内容（追加資料中の当該情報等を含む） (カ) 審議中の案件の案件名、案件番号及び審議内容

(う)	上記の部分 を公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) (ア) (イ) の情報は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第2号に該当 (説明) (ウ) の情報は、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) (エ) の情報は、公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを公開することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第5号に該当 (説明) (オ) の情報は、公正職務審査委員会による調査手法に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第7号に該当 (説明) (ア) の情報は、公益通報者等を識別できる情報に該当し、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第17条第3項で公開しないこととされており、条例第7条第7号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。 条例第7条第7号に該当 (説明) (カ) の情報は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第17条第
-----	-------------------	--

		1 項の規定により、事件の処理が終了するまでは公開してはならないと規定されており、条例第 7 条第 7 号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。
--	--	--

別表 2

(あ)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	公益通報に係る調査について（報告） 公益通報に係る審議結果について 職員の不祥事件に関する報告及び内申について
(い)	公開しないこととした部分	(ア) 通報者が特定される通報者の行為、通報者の関係者に関する情報、その他通報内容に関するもので、通報者が特定される情報 (イ) 通報内容に係る所属名、職員の氏名、補職名、住所、通報内容に係る法人等の従業員の氏名等（これらが特定される情報も含む） (ウ) 通報内容に係る法人等の名称、従業員の氏名、補職名等（これらが特定される情報も含む） (エ) 職員の氏名、生年月日、採用年月日、略歴、役職、職種等 (オ) 被害女性の業務内容や親族のことがわかる名称等
(う)	上記の部分 を公開しない理由	条例第 7 条第 1 号に該当 （説明） （ア）（イ）（エ）（オ）の情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第 7 条第 2 号に該当 （説明） （ウ）の情報は、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 7 号に該当 （説明） （ア）の情報は、公益通報者等を識別できる情報に該当し、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第 17 条第 3 項で公開しないこととされており、条例第 7 条第 7 号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。